

令和 2年 12月 16日

令和 2 年度就学援助制度に認定されている
保護者のみなさま

茨木市教育委員会
学 務 課

学校医療券の使用について

日ごろは本市教育行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、就学援助制度の対象となる児童生徒が学校保健安全法に定められている学校病（下記参照）の診療を受ける際は学校医療券を使用できますが、就学援助制度は年度ごとの認定となるため、令和 2 年度就学援助制度の対象となる児童生徒が学校医療券を使用できるのは令和 3 年 3 月末までとなります。

つきましては、学校病で学校医療券を使用する際は、令和 3 年 3 月末までに医療機関を受診してください。また、学校医療券の発行には 1 週間ほどかかりますので、余裕をもって学校までご連絡をください（長期休業中はさらに時間がかかることもあります）。
よろしく願いいたします。

【学校保健安全法に定められている学校病】

- トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性結膜炎は除く）
- ^{はくせん}白癬、^{かいせんおよ}疥癬及び^{のうかしん}膿痂疹
- ^{ちゅうじえん}中耳炎
- ^{まんせいふくびくうえんおよ}慢性副鼻腔炎及び^{せいかくびくうえん}アデノイド（アレルギー性副鼻腔炎は除く）
- ^とう歯（^{むし}むし歯）
- ^{きせいちゅう}寄生虫（^{ちゅうらんほゆう}虫卵保有を含む）